

岩手県告示第329号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成31年4月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
スクー株式会社	釜石市中妻町二丁目14番14号	ケアステーション・ファミリア	釜石市甲子町第15地割86番地5 ウェルライフガーデンかまいし	釜石市甲子町第15地割86番地5 カサ・デ・ファミリア	平成24年10月1日
社会福祉法人陽風会	釜石市甲子町第7地割144番地4	仙人の里指定通所介護事業所	釜石市甲子町第7地割144番地	釜石市甲子町第7地割144番地4	平成11年9月7日
社会福祉法人みちのく協会	八幡平市松尾寄木第11地割13番地1	富士見荘指定訪問介護事業所	八幡平市松尾寄木第11地割13番地1	八幡平市柏台二丁目5番15号	平成31年3月1日